駐　車　場　管　理　規　程

福 岡 地 下 街 開 発 株 式 会 社

駐車場管理規程

1　名称
　天神地下街駐車場
　所在地　福岡市中央区天神二丁目地下
2　駐車場管理者
　（１）所在地　福岡市中央区天神一丁目６番８号
　（２）名　称　福岡地下街開発株式会社
　（３）電　話　０９２(７１１)１９００
　（４）代表者　代表取締役　天本俊明

第１章　総則
　第１条　　目的
　第２条　　契約の成立
　第３条　　供用時間
　第４条　　時間制利用の利用時間
　第５条　　供用休止等
　第６条　　駐車できる車両
第２章　利用
　第７条　　駐車場の出入等
　第８条　　駐車位置
　第９条　　駐車場内の通行
　第１０条　　遵守事項
　第１１条　　駐車拒否等の措置
　第１２条　　出庫拒否の措置
　第１３条　　事故の届出、応急措置等
　第１４条　　荷捌所を利用する車両
第３章　駐車料金及び算定等
　第１５条　　時間制駐車料金
　第１６条　　時間制駐車における駐車時間
　第１７条　　定期駐車券及び定期駐車料金
　第１８条　　サービス券
　第１９条　　料金の収受
　第２０条　　料金を徴収しない車両
　第２１条　　不正利用者に対する割増金
第４章　引き取りのない車両の処置
　第２２条　　引き取りの請求
　第２３条　　車両の調査
　第２４条　　車両の移動
　第２５条　　車両の処分
第５章　保管責任及び損害賠償
　第２６条　　保管責任
　第２７条　　利用者に対する損害賠償責任
　第２８条　　車両の積載物又は取付物に関する免責
　第２９条　　車両又は利用者の損害に関する免責
　第３０条　　供用休止等による免責
　第３１条　　利用者に対する損害賠償の請求
第６章　雑則
　第３２条　　この規程に定めのない事項
附　　則

駐　車　場　管　理　規　程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、当社が管理する天神地下街駐車場（以下「駐車場」という。）の円滑な運営を図ることを目的とする。

２　駐車場の利用に関する事項はこの規程による。

（契約の成立）

第２条　駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（供用時間）

第３条　駐車場の供用時間は、毎日午前０時から午後１２時までとする。ただし、車両が入・出庫できる時間は午前６時３０分から午後１２時までとする。

（時間制利用の利用時間）

第４条　駐車場の１回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して７日目の供用時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、当社の判断によりこれを延長することができる。

（供用休止等）

第５条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の全部または一部について供用休止、駐車場の閉鎖、車路の通行止、駐車した車両の退避等を行うことができる。

（１）　天災による災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し若しくは発生するおそれがあるとき

（２）　保安上営業の継続が適当でないとき

（３）　工事、清掃又は消毒を行うため必要なとき

（４）　前各号に掲げる場合のほか、管理上緊急の措置をとる必要があるとき

（駐車できる車両）

第６条　駐車場に駐車できる車両は、積載物または取付物を含めて長さ５．５メートル、幅２．０メートル、高さ２．０メートル、総重量５．０トンを超えないものに限る。

第２章　利用

（駐車場の出入等）

第７条　利用者が入庫するときは、駐車場入口において車両保管の証として駐車券を交付する。

２　利用者が出庫するときは、出口精算機において停車し、駐車券を返納し、所定の駐車料金又は第１８条に定めるサービス券（以下、「サービス券」という。）を納付し出庫しなければならない。なお、事前精算機で駐車料金の精算を行った場合は、駐車券の返納は不要とする。

３　駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を封鎖することができる。

（駐車位置）

第８条　利用者は、原則として駐車室の白線内に駐車しなければならない。

２　駐車場の管理上必要があるときは、利用者に対して駐車位置を変更させることができる。

（駐車場内の通行）
第９条　利用者は、駐車場の車両通行については、次の事項を守らなければならない。
（１）　速度は毎時１０キロメートルを超えないこと
（２）　追越しをしないこと
（３）　駐車位置を離れる車両の通行を優先させること
（４）　警音器をみだりに使用せず、静かに運転すること
（５）　場内の標識、信号の表示に従い安全運転すること
（６）　その他、交通関係法令の定めに準じて通行すること

（遵守事項）
第１０条　利用者は、駐車場において次の事項を守らなければならない。
（１）　駐車券は必ず携帯し、車両内には置かないこと
（２）　駐車場内において火気を使用しないこと
（３）　駐車場内及び駐車中の車両内において宿泊しないこと
（４）　駐車中はエンジンを必ず停止し、車両を離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に留意すること
（５）　駐車場内において、営業行為、集団行為、飲酒、賭事など当社の業務または利用者の妨げとなる行為をしないこと
（６）　他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと

（駐車拒否等の措置）
第１１条　当社は、車両について次の各号のいずれかに該当する場合は、その車両の駐車を拒否し、又は車両を退去させる。
（１）　駐車場の施設若しくは器物または他の車両等を滅失し、き損し、又は汚損するおそれがあるとき
（２）　引火物、爆発物、その他の危険物（その車両の原動機に連絡する燃料タンクにある燃料を除く。）又は人に危害をおよぼすおそれがあるものを積載し、若しくは取り付けているとき
（３）　その他、当社が駐車場の管理上支障があると認めたとき

（出庫拒否の措置）
第１２条　当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その車両の出庫を拒否する。
（１）　正当な理由なく駐車券を返納しないとき
（２）　出庫する場合に、所定の駐車料金若しくは所要数のサービス券を納付しないとき又は定期駐車券を提示しないとき
（３）　駐車場において、交通事故を起こし、若しくは駐車場の施設又は器物、他の車両を滅失し、き損し、又は汚損したとき
（４）　第１３条第２項の規定による措置をとるため必要があるとき

（事故の届出、応急措置等）
第１３条　利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社にその旨をただちに届出なければならない。
（１）　利用者が、駐車場において交通事故を起こしたとき及び他の利用者が起こした交通事故を発見したとき
（２）　利用者が、駐車場の施設若しくは器物又は車両等を滅失し、き損し、若しくは汚損したとき

２　当社は、前項の届出をうけたとき、又は駐車車両の事故を発見したとき、若しくは事故が発生するおそれがあるときは速やかに必要な措置をとることができる。

（荷捌所を利用する車両）
第１４条　荷捌所を利用する車両の取扱については別に定める。

第３章　駐車料金及び算定等

（時間制駐車料金）
第１５条　時間制駐車料金は１車両につき次の表に定めるとおりとする。（消費税含む）

種　　別	時　　間　　区　　間	単位時間	料　　金
時間駐車	午前９時から午後４時まで	30分まで毎	２７０円
夜間駐車	午後４時から翌午前９時まで		３０分まで毎２７０円、 ただし１，０００円を上限とする

（時間制駐車における駐車時間）
第１６条　時間制駐車料金を算出するための駐車時間は、入庫のとき駐車券に打刻した時刻から出庫の際打刻した時刻までの時間とする。

（定期駐車券及び定期駐車料金）
第１７条　当社と利用者との間に定期駐車契約を締結した場合は定期駐車券を発行する。定期駐車の種類、有効時間、通用期間及び料金は、次の表のとおりとする。（消費税含む）

種　　別	有　　効　　時　　間	通用期間	料　　金
全日定期駐車券	午前０時から午後12時まで	１ヵ月	５５，０００円
平日定期駐車券	土日祭日を除く、平日の午前０時から午後12時まで	１ヵ月	１７，０００円

２　定期駐車券の発行数については、駐車場の駐車状況に応じて限定する。
３　駐車場が満車のときは定期駐車券の所持者でも駐車できないときがあるが、この場合は定期駐車料金の割戻しはしない。
４　定期駐車券の所持者が、その有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合の超過時間の駐車料金算定は前条の規定による。
５　定期駐車券の通用期間は、月の初日から月の末日までとし、翌月分の駐車料金の支払時期は別途定める。
６　契約期間の途中における解約については、既納の駐車料金の割戻しはしない。
７　定期駐車券の再発行はしない。ただし、定期駐車券の紛失、汚損等により利用者から再発行の請求があり、当社が必要と認めた場合はこの限りでない。

（サービス券）
第１８条　当社は、以下のとおりサービス券を発行する。（消費税含む）

種　　別	券　種	摘　　要
サービス券	２７０円券 ５４０円券 ８１０円券 １，０８０円券	・各商業施設との提携サービスおよび法人向け販売用 ・券面の金額に限り無料 ・２７０円券２２枚綴りを１セットとし、１セット ５，４００円で販売を行う

２　サービス券の料金払戻しはしない。ただし、サービス券が廃止された場合は、その廃止日から起算して１カ月以内に限りその請求に基づき払戻しをする。

（料金の収受）

第１９条　駐車料金は車両が出庫するとき収受する。

２　定期駐車券の料金は発行の際に収受する。

３　当社は、第１項の規定にかかわらず、駐車時間が引き続き１００時間を超える車両（全日定期駐車券により駐車する車両を除く。）の利用者に対し、経過した駐車時間に応じて駐車料金を駐車中に請求する。

（料金を徴収しない車両）

第２０条　第１５条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、駐車料金を徴収しない。

（１）　道路交通法第３９条第１項に規定する緊急自動車

（２）　当社が必要と認めた自動車

（不正利用者に対する割増金）

第２１条　時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その２倍相当の割増金を収受する。

２　定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金のほかに不正使用に係る時間制駐車料金の２倍相当額の割増金を収受する。

（１）　定期駐車契約において記載した車両以外の車両について定期駐車券を利用した場合

（２）　券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合

（３）　通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第４章　引き取りのない車両の処置

（引き取りの請求）

第２２条　時間制利用者が予め当社への届出を行うことなく第４条に規程する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して７日を超えて車両を駐車している場合において、当社はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、当社が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

２　前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は当社の過失なくして利用者を確知することができないときは、当社は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、当社が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

３　前２項の請求を書面により行う場合は、当社が指定する日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

４　当社は、第１項の規程により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については当社の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）
第２３条　当社は、前条第１項の場合において、利用者または所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）
第２４条　当社は、第２２条第１項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）
第２５条　当社は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は当社の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、催告をした日から３ヵ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引き取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。
２　当社は、前項の規程により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
３　当社は、第１項の規程により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第５章　保管責任及び損害賠償

（保管責任）
第２６条　当社は、利用者に駐車券を交付したときから回収するときまで、車両の保管責任を負う。

（利用者に対する損害賠償責任）
第２７条　当社は、その責に帰すべき事由により、車両を滅失し、き損し又は汚損した場合は当該車両の時価、損害程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）
第２８条　当社は、駐車場に駐車する車両の積載物又はその取付物に関する損害については一切賠償しない。

（車両又は利用者の損害に関する免責）
第２９条 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた車両の滅失、き損、出庫遅延等又は利用者の死傷等の損害については賠償しない。
（１）　天災、その他不可抗力による事故
（２）　第１３条第２項の規定による措置を行ったとき
（３）　法令に基づく命令又は強制執行
（４）　当社の責に帰することのできない事由によって生じた駐車場内における衝突、接触、その他の事故
（５）　前各号に掲げる事由のほか、当社が善良な管理者の責任をもってしても防止できない事由

（供用休止等による免責）
第３０条　当社は、第５条に規定する措置を行ったときは、利用者の損害について賠償しない。ただし、第２７条に該当する場合はこの限りではない。

（利用者に対する損害賠償の請求）
第３１条　当社は、利用者の責に帰すべき事由により損害をうけたときは、その利用者に対して損害の賠償を請求する。

第６章　雑則

（この規程に定めのない事項）
第３２条　この規程に定めのない事項については、関係法令の規定に準拠して処理する。

附　則

１	昭和５１年	９月１０日	制定
２	昭和５６年	４月　１日	改正
３	昭和５６年	７月２６日	改正
４	平成　１年	４月　１日	改正
５	平成　３年	４月　１日	改正
６	平成　９年	２月　１日	改正
７	平成１３年	１０月　１日	改正
８	平成１６年	２月　１日	改正
９	平成１７年	２月　１日	改正
１０	平成１７年	１２月１２日	改正
１１	平成１８年	１２月２６日	改正
１２	平成１９年	２月　１日	改正
１３	令和　元年	１０月　１日	改正
１４	令和　７年	９月２６日	改正